



福岡県医発第 1702 号 (地)

令和 2 年 9 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 2 (既存項目・変更あり)) が保険適用されたことに
伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示
され、令和 2 年 9 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありまし
た。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されてお
りますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載が予定されており、
また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保
険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第675号（保202）
令和2年9月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和2年9月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令2.8.31 保医発0831第4号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0831 第 4 号
令和 2 年 8 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 9 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N O O 2 （ 6 ） を、次のように改める。

（ 6 ） 「 6 」 の A L K 融合タンパクは、以下に掲げる場合において算定できる。

ア 非小細胞肺癌患者に対して、A L K 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（当該薬剤の投与方針の決定までの間の 1 回に限る。）

イ 悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（悪性リンパ腫の病型分類までの間の 1 回に限る。）

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)～(5) (略) (6) 「6」の A L K 融合タンパクは、 <u>以下に掲げる場合において算定できる。</u> ア <u>非小細胞肺癌患者に対して、A L K 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合(当該薬剤の投与方針の決定までの間の 1 回に限る。)</u> イ <u>悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合(悪性リンパ腫の病型分類までの間の 1 回に限る。)</u> (7)～(10) (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)～(5) (略) (6) 「6」の A L K 融合タンパクは、 <u>非小細胞肺癌患者に対して、A L K 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。</u> (7)～(10) (略)

新たに保険適用が認められた検査

令和2年8月31日 保医発 0831 第4号（令和2年9月1日適用）

No. 1

測定項目	組織検査用腫瘍マーカーキット
販売名	ヒストファイン シンプルステインMAX-PO(MULTI) ALK
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	免疫組織化学染色法
主な測定目的	組織、細胞中の ALK タンパクの検出（悪性リンパ腫の診断補助）
準用点数	N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 6 ALK融合タンパク 2,700 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1)～(5) （略） (6) 「6」のALK融合タンパクは、<u>以下に掲げる場合において算定できる。</u> <u>ア 非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限る。）</u> <u>イ 悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（悪性リンパ腫の病型分類までの間の1回に限る。）</u> (7)～(10) （略）

（日本医師会医療保険課）